

「スマートフォン操作に関する相談員養成講座及び相談窓口」企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル【質問に対する回答】

『「スマートフォン操作に関する相談員養成講座及び相談窓口」企画運営等業務委託に関する公募型プロポーザル方式による受託候補者選定実施要領』の5（1）に基づいて受け付けた質問に関して、同要領5（2）のとおり回答します。

No	質問項目	仕様書等	質問内容	回答
1	業務概要 (共通)	第1章5打合せ及び記録等	定例会の実施はオンラインでも問題ないか。	受託者または委託者が対面での実施が必要と判断する場合は除いては、オンライン実施でも問題ございません。
2	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)イ	相談員養成講座は座学・実技・試験において6月7月の2か月間をスケジュールとして組まれていると存じますが、それぞれ座学〇回、実技〇回、試験〇回など実施回数の想定がございましたらご教示ください。	企画されるスケジュールの範囲内において、必要と判断する回数をご提案ください。
3	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)イ	相談員は本委託事業の相談窓口以外に、受託事業者等が実施する講座や相談窓口への参加は可能でしょうか？	可能性はありますが、活動範囲の拡大については契約締結後に委託者と協議のうえで検討を進めてください。
4	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)エ	養成講座は、受講者全員が参加できる日に実施をする形でしょうか。もしくは、受講者のスケジュールを加味し15名のうち7名と8名等いくつかのグループに分け同じ内容を複数回実施する形でしょうか。	どちらでも差し支えございませんが、可能な範囲で、受講者ができるだけ参加しやすいスケジュールリングをお願いします。
5	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)オ	教材について、紙媒体の用紙に指定はありますでしょうか。	特に指定はございませんが、受講者にとって不便とならない用紙をご使用ください。
6	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)キ	受講者の応募条件は市内在住の18歳以上の成人だと存じますが、年齢の上限設定はございますでしょうか。	上限設定はございませんが、ご提案の中で年齢の上限設定をしていただくことは可能です。
7	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)キ	相談員の主な対象者の想定はありますでしょうか？（大学生等）	スマートフォン操作に習熟しており、かつ相談員として活動する時間を有する方（例：学生、時間に余裕のある社会人の方、定年退職された方など）が想定されます。
8	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)ケ	相談員の想定は15名程度（5区X3名）とありますが、相談員の居住地が5区で別れている必要はありますか？居住地の偏りがあっても問題ないでしょうか？	偏りがあっても問題ございませんが、偏りなく募集される方が望ましいと考えます。
9	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)コ	仙台市内の市民センター等を減免利用とありますが、費用の目安があればご教示いただけますでしょうか。	市民センター等は全額減免になります。
10	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)シ	日時や会場、回数などは委託者と協議のうえ決定するとありますが、最低何回以上や最大何回までという目安はありますでしょうか。	2カ月に1回程度を目安と考えております。
11	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (1)シ	報告・意見交換会の実施はオフライン、オンラインそれぞれ想定があるか。	実施方法は問いませんが、より修了者のフォローアップに繋がる開催形式をご提案ください。
12	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (2)ア	相談員は年間を通じて募集をしても良いでしょうか？（各自の事情により年度途中で活動終了した場合、補充要員を確保するため）	問題ございませんが、この場合、養成講座も年間を通して実施する必要があると思われるため、年間実施とした場合の時期や広報等も含めてご提案ください。
13	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (2)エ	受講者が15名に満たなかった場合再度募集をすると存じますが、再募集の際の広報に関する経費も委託料に含まれますでしょうか。	業務委託料に含まれます。

「スマートフォン操作に関する相談員養成講座及び相談窓口」企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル【質問に対する回答】

『「スマートフォン操作に関する相談員養成講座及び相談窓口」企画運営等業務委託に関する公募型プロポーザル方式による受託候補者選定実施要領』の5（1）に基づいて受け付けた質問に関して、同要領5（2）のとおり回答します。

No	質問項目	仕様書等	質問内容	回答
14	業務概要 (相談員養成)	第4章1 (2)カ	申込受付を受託者で対応する場合、費用は本業務委託料に含まれるのか。	業務委託料に含まれます。
15	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)エ	土日祝日等の区役所閉庁日は除く平日にて窓口設置とありますが、年末年始についてはご指定ありますでしょうか。	年末年始（12月28日～1月3日）は土日祝日等として除きます。
16	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)オ	相談窓口の対応は1人当たりどれぐらいの時間を想定しているか。 また、コアタイム中の休憩等の取得は可能か。	利用者の入れ替え等を含めて1時間以内を想定しています。利用者が満足すると思われる時間配分をご提案ください。相談窓口を開設している時間帯は利用者の入れ替えのタイミングなどに適宜休憩を取っていただいて問題ございません。
17	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)オ	10:00から15:00までをコアタイムとして指定されていますが、12:00-13:00の時間帯も相談窓口対応は必須でしょうか？（休憩時間の考慮）	休憩時間を考慮して、12時～13時の相談窓口対応は必須とはいたしません。
18	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)オ	利用者1名あたりの想定時間はどの程度でしょうか？利用者数を見て受託者側で臨機応変に対応しても良いでしょうか？	時間指定の事前予約制になりますが、空き枠があった場合の当日飛び入り利用は可能です。また、申込状況を鑑みて、委託者と協議のうえ、利用者の満足が得られる範囲内で運用（1人あたりの利用時間配分）変更することも可能です。
19	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)サ～ス	①「スタッフ」と「相談員」は別々の人員を定義しているということと合っていますでしょうか？相談員＝スマホ相談員養成講座受講者が試用期間を終了した者。スタッフ＝試用期間中に受講者をサポートする者 ②試用期間中はスタッフ1名以上＋受講者1名以上の配置が必要で、試用期間終了後は受講終了後の相談員1名配置し、配置した相談員の体調不良を鑑みて、「配置」はせずに控えの要員として「起用」ということでしょうか。	①「スタッフ」は受託事業者の社員等でスマートフォン操作支援の経験がある者、「相談員」は講座修了者となります。 ②試用期間中はスタッフ1名に対して講座受講者1～2名を配置してください。試用期間終了後、相談員を起用する際は、2（1）スに記載のとおり、相談員を2名以上配置してください（スタッフよりも経験が少ないことを想定した配慮）。なお、9月以降、相談員を2名配置できないなどの場合にスタッフを1名以上配置していただくことは問題ありませんが、可能な限り相談員の活用をお願いします。
20	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)サ	当日の相談窓口は1名以上のスタッフにて運営することとありますが、スマホ養成講座修了者を含めて1名以上のスタッフが当日のスマホ相談窓口を担当するという認識でお間違いないでしょうか？	試用期間前は1名以上のスタッフを配置してください。スタッフと相談員の定義については上記No.19①のとおりです。試用期間中及び試用期間終了後については上記No.19②のとおりです。
21	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)サ～ス	相談員への謝金の支払いが発生するのは「試用期間終了後（R6.9月以降）」であり、講座（座学・実技・試験）受講期間および試用期間中は謝金支払いは発生しない認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)ス	相談窓口は相談員2名以上の配置となっていますが、実施について受託者職員を含めず、設営～相談窓口～撤去まで相談員のみで完結しても問題ないでしょうか？前提として、相談員が完結できるようにマニュアルやフロー、引き継ぎ、当日緊急連絡先等の配慮はあるものと考えております。	問題ございません。お見込みのとおり、当日設営～撤去に関するマニュアル等を整備のうえ、委託者・受託者・相談員にて共有する想定です。

「スマートフォン操作に関する相談員養成講座及び相談窓口」企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル【質問に対する回答】

『「スマートフォン操作に関する相談員養成講座及び相談窓口」企画運営等業務委託に関する公募型プロポーザル方式による受託候補者選定実施要領』の5（1）に基づいて受け付けた質問に関して、同要領5（2）のとおり回答します。

No	質問項目	仕様書等	質問内容	回答
23	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)ス	試用期間終了後9月からは受講者のみでの相談会実施になると存じますが、その際に業務スケジュールに組み込まれている「必要に応じて相談員の補助」とは具体的にどのような業務を指しますでしょうか。	相談員を2名配置できない場合にスタッフを配置するほか、相談員が対応に苦慮した際のエスカレーション対応等が想定されます。業務委託料の範囲内で可能なフォローアップがございましたらご提案ください。
24	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)ス	試用期間終了後の修了者の雇用形態は、業務委託で問題ございませんでしょうか。また謝金支払いの金額は1000円を超えても良いのでしょうか。	謝金としての支払いを想定しておりますが、雇用や委託契約に基づく支払いとしても問題ございません。また、金額が1時間あたり1,000円を超えても問題ございませんが、その場合は理由を添えてご提案ください。
25	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)ス	サポーターの窓口対応時の交通費は謝金に含まれるのか。	相談員への謝金には交通費も含まれます。
26	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (1)ス	相談員が参加できない日程がある場合は、受託者側で用意した人材を窓口対応として配置しても良いでしょうか？その場合は仕様で示されている配置数として捉えるのは問題ないでしょうか？なお、人材とは受託者職員や外部人材を指します。	上記No.19①に記載のスタッフにあたる場合は問題ございませんが、外部人材を体制に含める場合は、所属団体等を明記のうえご提案ください。配置数については上記No.19②に記載のとおりです。
27	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (2)キ	申込受付を受託者で対応する場合、費用は本業務委託料に含まれるのか。	業務委託料に含まれます。
28	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (3)ウ	すべての業務終了後の最終報告書の提出は年度内でしょうか。それに伴って、相談窓口の運営は最終報告書の作成・提出を想定して令和7年3月末までを待たずに終了するように設定することは可能でしょうか。	最終報告書の提出については契約締結後に委託者と調整することとし、相談窓口は令和7年3月末まで設置する方針でご提案ください。
29	業務概要 (相談窓口)	第4章2 (3)ウ	契約期間は2025年3月31日とあるが、3月31日（月）も窓口開設が必要か。最終報告日を考えると、それまでに終えておく必要があると認識している。現時点で想定する日程などあれば、教示いただきたい。	上記No.28のとおりです。
30	その他 (実施要領)	3参加資格要件（1）	入札参加資格について、申請種目コードなど参加に指定があるか。	指定はございません。また、一般競争入札参加資格者名簿に記載のない場合、実施要領「3参加資格要件（1）ア及びイ」の要件を満たしている必要があります。